

## 飲酒運転防止・根絶のための校内ルール

長野県諏訪清陵高等学校・附属中学校

本校では、標記について次のとおり定め、その目的を果たすこととする。

### 1 酒席への参加について

- (1) 校内の職員同士による飲酒を伴う会合については、あらかじめ会合届を管理職へ提出し、会場への交通手段、飲酒の有無、帰宅方法について明らかにする。
- (2) 飲酒をする者は、酒席会場に自家用車での参加をしないことを原則とする。
  - ① やむを得ず自家用車で参加し、運転代行業者を利用する場合は、事前に予約を入れることとする。
  - ② ①により帰宅する者は、二次会への参加はしないこととする。(理由：終了時刻が不明確になる可能性があり、その結果、代行予約がキャンセルされてしまう恐れがあるため)

### 2 酒席会場における留意事項

- (1) 酒席会場では、幹事(あるいは、主任。管理職が同席の場合は、管理職)が、開会に先立ち、あらかじめ会合届の内容を確認(管理職に提出した届の写しを持参)する。特に、運転代行業者を利用する者については、必ず予約状況を確認する。
- (2) 酒席終了時には、幹事(同上)が、再度、会合届の内容を確認する。
- (3) 運転代行業者を利用する者がいる場合は、本人が運転代行車へ乗るところまで幹事等が見届ける。
- (4) 翌朝、車の運転が予定されている者は、過度な飲酒を慎む。

### 3 私的な酒席への参加について

これについては、会合届の提出の対象から除外するものとするが、特に学校から直接会場に向かう場合については、1の(2)①②を遵守するものとする。

令和元年(2019年)5月15日策定・同日施行